

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成 19 年 4 月 1 日適用)

現 行	改正後
<p>Ⅱ－1 経営管理</p> <p>Ⅱ－1－2 主な着眼点</p> <p>(7)保険計理人</p> <p>保険会社の財務の健全性を確保し維持していくためには、取締役会において選任された保険計理人が自らの役割を理解し当該保険会社の保険数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ－1 経営管理</p> <p>Ⅱ－1－2 主な着眼点</p> <p>(7)保険計理人</p> <p>保険会社の財務の健全性を確保し維持していくためには、取締役会において選任された保険計理人が自らの役割を理解し当該保険会社の保険数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>法第 121 条第 1 項第 1 号(法第 199 条において準用する場合を含む。)</u>に掲げる事項の確認をする場合は、<u>危険準備金が規則第 69 条及び第 70 条に規定するところにより、適正に積立てられているかの確認を含むものとする。特に、第三分野保険(法第 3 条第 4 項第 2 号又は同条第 5 項第 2 号に規定する保険をいう。以下同じ。)</u>における、平成 10 年大蔵省告示第 231 号に規定するストレステストを使用しての積立額の算出の合理性・妥当性の確認については、留意するものとする。</p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成 19 年 4 月 1 日適用)

現 行	改正後
<p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-1 責任準備金の積立の適切性</p> <p>Ⅱ-2-1-2 積立方式</p> <p>(5) 危険準備金Ⅰにおける「その他のリスク」に係る積立基準及び積立限度の設定については、手術給付、介護給付その他の保険給付のリスクに応じたものとなっているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-1 責任準備金の積立の適切性</p> <p>Ⅱ-2-1-2 積立方式</p> <p>(5) 危険準備金Ⅰ及びⅣにおける「その他のリスク」に係る積立基準並びに積立限度の設定については、手術給付、介護給付その他の保険給付のリスクに応じたものとなっているか。</p> <p>(6) <u>第三分野保険のストレステストを使用しての危険準備金の算出にあたっては、平成 10 年大蔵省告示第 231 号の規定に基づき算出を行うものとし、危険準備金算出部門とは別の内部監査部その他の適切な部門と相互牽制機能を確保する態勢が、社内規程等において明確になっているか。</u></p> <p>(7) <u>ストレステスト及び負債十分性テストについては、その実施にあたり以下に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>保険事故発生率が悪化する不確実性を適切に考慮したものとなっているか。</u></p> <p>② <u>原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することとするが、次の i、ii の条件を満たす場合は、まとめて実施してよいこととする。</u></p> <p>i <u>当該保険契約において、支払い事由として規定される給付内容が給付事由及びリスク特性の観点から同等と考えられ、過去のデータ又は統計資料により同等性が確認されていること。</u></p> <p>ii <u>予定発生率の算出に用いた統計資料が同じであること。</u></p> <p><u>なお、一契約(この際、主契約、特約があり、それぞれを選択して契約できる場合は、それぞれを一契約とする。)において、複数の給付</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成19年4月1日適用)

現 行	改正後
	<p><u>事由を合せて給付しているケースにおいては給付事由ごと i、ii の条件を満たす必要がある。ただし、発生率が十分小さく、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い保険給付においては、この限りではない。</u></p> <p>③ <u>被保険者数が少なく、統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、以下の取り扱いも可とする。</u></p> <p>i <u>発売後十分な期間が経過しておらず、ストレステスト又は負債十分性テストにおいて統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、予定発生率の算出に用いた過去の実績又は統計資料を活用することにより、データの不足等を補うための適切な保険数理の方法を用いてよい。ただし、この場合にあっても実績データが予定発生率の算出に用いたデータとの間に大きな乖離がないか検証し、実績データを踏まえた適切な対応を行う必要がある。</u></p> <p>ii <u>新契約の募集を停止し、かつ被保険者数が少なくなったことにより、大数の法則が機能せず、結果として収支相等の原則の適用が困難なときは、当該契約集団の給付額(対象保険金を必ず支払うものとして算出した額)を、負債十分性テストにおける支出見込額として使用することができる。この場合においては、ストレステスト(危険準備金IVの算出)は適用しないこととする。</u></p> <p>④ <u>ストレステスト及び負債十分性テストの基礎率を同じくする契約区分は同一のものを使用することとする。</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成19年4月1日適用)

現 行	改正後
<p>Ⅱ—2—1—4 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1) 将来収支分析について</p> <p>保険計理人が、<u>法第121条第1項の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、金融庁長官が認定した基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ—2—1—4 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1) 将来収支分析について</p> <p>① <u>保険計理人が、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号(以下「将来収支分析告示」という。)第1項に規定する認定基準に基づいて法第121条第1項第1号及び同項第3号(法第199条において準用する場合を含む。)に掲げる事項の確認に関する将来収支分析を行うに際して、当該認定基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。</u></p> <p>② <u>規則第59条の2第1項第4号ハに掲げる事項を開示するにあつては、少なくとも以下に掲げる事項を分かりやすく開示すること。</u></p> <p>イ <u>第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方</u></p> <p>ロ <u>負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性</u></p> <p>ハ <u>テストの結果(追加責任準備金(保険料積立金・未経過保険料)、危険準備金の額)</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成19年4月1日適用)

現 行	改正後
<p>II—3—5 顧客保護等</p> <p>II—3—5—1—2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(10)～(19)</p>	<p>II—3—5 顧客保護等</p> <p>II—3—5—1—2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(10) <u>規則第53条第1項第7号の2に掲げる書面において、予定発生率の合理性を記載するにあたっては、基礎率変更権の設定に伴い、予定発生率を安易に変更して保険料等の変更を行うものではないことを契約者に示す観点から、予定発生率が合理的な基礎データに基づいて設定されていることを記載しているか。</u></p> <p>(11) <u>規則第53条第1項第7号の3に掲げる書面の作成にあたっては、以下のことに留意しているか。</u></p> <p>① <u>同号ロに掲げる「基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移」については、当該指標の水準が概ね把握できるような、適切な区分により記載してもよいこととする。</u></p> <p>② <u>同号ハに掲げる「その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項」については、基礎率変更権行使基準に該当しても、当該行使基準を行使しない理由(経営判断の理由)その他参考となる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(12)～(21) (略)</p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成 19 年 4 月 1 日適用)

現 行	改正後
<p>IV. 保険商品審査上の留意点</p> <p>(新設)</p>	<p>IV. 保険商品審査上の留意点</p> <p><u>IV-4-1 基礎率変更権の設定について</u></p> <p><u>第三分野保険の基礎率変更権の設定に関し、規則第 11 条第 1 項第 7 号イに定める審査基準に基づいて審査を行う場合は、以下の点に留意して審査するものとする。</u></p> <p>(1) <u>その他これに準ずる給付を行う保険契約とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号)に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症に対する人の状態等に対する給付を行う保険契約とする。</u></p> <p>(2) <u>基礎率変更権行使基準の設定にあたっては、以下の要件を全て満たしているか。</u></p> <p>i <u>予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標については、予定発生率を変更して保険料又は保険金を変更するという趣旨に適合するものとして、次に掲げるいずれかの割合又は当該割合に準じたものとなっているか。</u></p> <p>イ <u>予定発生率に対する実績発生率の割合</u></p> <p>ロ <u>保険料収入(責任準備金繰入・戻入調整をした当該年度の危険保険料と付加保険料の合計)に対する保険金の支出額の割合</u></p> <p>ii <u>i に掲げる指標の設定にあたっては、実績発生率が悪化した場合の、当該保険契約の損益見込みに照らして、適切な水準となっているか。</u></p> <p>iii <u>i に掲げる指標に達した後、保険料又は保険金の変更を行う手続き</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成19年4月1日適用)

現 行	改正後
(新設)	<p><u>が、明確になっているか。</u></p> <p>(3) <u>実績発生率の管理や基礎率変更権の行使の意思決定を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>IV-4-2 <u>基礎率変更権を行使する認可申請の取扱い</u></p> <p><u>第三分野保険の基礎率変更権の行使のための申請があった場合には、以下の点に留意して審査するものとする。</u></p> <p>(1) <u>約款に定める基礎率変更権の規定(基礎率変更権行使基準等)に反しないものとなっているか。</u></p> <p>(2) <u>社内において定められている基礎率変更権の行使の手続きが遵守されているか。</u></p> <p>(3) <u>契約者に対して、契約締結時にあらかじめ十分な説明が行われ、その後も基礎率変更権行使基準に該当するかどうかの情報開示が定期的に行われていたか。</u></p> <p>(4) <u>変更後の予定発生率が、実績発生率等に照らして保険数理に基づく合理的かつ妥当なものとなっているか。</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。